新規上場申請のための有価証券報告書
（Ⅰの部）の訂正報告書

株式会社TOKIUM

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所　代表取締役社長　　横山　隆介　殿
【提出日】	2026年11月６日
【会社名】	株式会社TOKIUM
【英訳名】	TOKIUM Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　黒﨑　賢一
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目18番２号
【電話番号】	050-3628-2077（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO コーポレート本部長　　西山　希
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座六丁目18番２号
【電話番号】	050-3628-2077（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO コーポレート本部長　　西山　希

１【新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）の訂正報告書の提出理由】

2026年10月16日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）の記載事項のうち、「第四部　株式公開情報　第１　特別利害関係者等の株式等の移動状況」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）の訂正報告書を提出するものであります。

２【訂正事項】

第四部　株式公開情報　……　1頁
第１　特別利害関係者等の株式等の移動状況　……　1

３【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿罫で示してあります。

第四部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

（訂正前）

（省略）

（注）１．当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下１において同じ。）が、基準事業年度の末日から起算して２年前の日（2024年６月１日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第１項第２号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載するものとするとされております。

２．当社は、同取引所が定める同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

３．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

４．移動価格算定方式は次のとおりであります。

ＤＣＦ法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

５．無償で譲渡しております。

無償とした理由は、株式を保有することで一層強固なコミットメントをもって長期的な視点で経営に従事することにより、事業貢献を通じた企業価値向上に繋がると考えたためであります。

６．2026年８月28日開催の臨時取締役会において、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｄ種優先株式、Ｅ種優先株式及びＦ種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年９月24日付で自己株式として取得し、その対価として各優先株式１株につきそれぞれ普通株式１株を交付しております。また、当社が取得した各優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、2026年９月15日開催の臨時株主総会決議により、2026年９月24日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。優先株式１株の発行時の価格（株式分割前）は、Ａ種優先株式1,138円、Ｂ種優先株式2,716円、Ｃ種優先株式3,452円、Ｄ種優先株式6,000円、Ｅ種優先株式21,300円及びＦ種優先株式34,200円であります。

７．2026年９月15日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

（訂正後）

（省略）

（注）１．当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下１において同じ。）が、基準事業年度の末日から起算して２年前の日（2024年６月１日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第１項第２号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載するものとするとされております。

２．当社は、同取引所が定める同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

３．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

４．移動価格は、第三者割当増資に係る株価を参考に、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

５．無償で譲渡しております。
無償とした理由は、株式を保有することで一層強固なコミットメントをもって長期的な視点で経営に従事することにより、事業貢献を通じた企業価値向上に繋がると考えたためであります。

６．2026年８月28日開催の臨時取締役会において、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｄ種優先株式、Ｅ種優先株式及びＦ種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年９月24日付で自己株式として取得し、その対価として各優先株式１株につきそれぞれ普通株式１株を交付しております。また、当社が取得した各優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、2026年９月15日開催の臨時株主総会決議により、2026年９月24日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。優先株式１株の発行時の価格（株式分割前）は、Ａ種優先株式1,138円、Ｂ種優先株式2,716円、Ｃ種優先株式3,452円、Ｄ種優先株式6,000円、Ｅ種優先株式21,300円及びＦ種優先株式34,200円であります。

７．2026年９月15日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。